

2021  
05  
May



# CLIENT

No.348



## 税務トピックス

- ・令和3年度税制改正大綱の注目トピック

P1・2

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・退職金支給額の算出方法

P5

## 幣法人からの連絡事項

- ・「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」について

P3

## 幣法人からの連絡事項

- ・マイナンバーカード保険証利用運用先送りへ

P6

## 労務トピックス

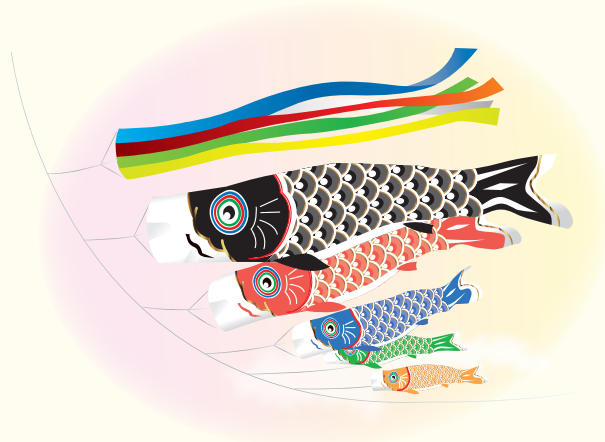
- ・楽しい給与計算「算定基礎届作成用参考資料」について

P4

## 幣法人からの連絡事項

- ・労働保険申告書の作成

P7



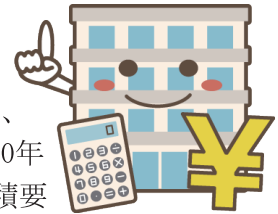
## 令和3年度税制改正大綱の注目トピック

令和3年度税制改正の最大のテーマは、コロナ禍からの経済再生です。税制では一定の支援制度が既にあるものの、経済の再生を後押しするような改正が行われました。令和3年度税制改正大綱の中から注目していただきたい内容をピックアップしてご紹介します。

### 個人所得課税・資産課税の改正

#### 「住宅ローン控除」特例措置の据え置き・対象の拡大

令和元年10月の消費税率の引上げに伴う住宅需要の低下を見越した特例措置で、控除期間が10年から13年に延長されていました。この特例は令和3年以降には10年に戻る予定でしたが、**2年間の延長**となりました。また、対象となる物件の面積要件も、**50㎡から40㎡へと緩和**（所得金額の制限あり）されています。



適用要件	区分	控除期間
・床面積50㎡以上 ・合計所得金額3千万円以下	消費税率10% への引上げに 伴う措置	13年
・床面積40㎡以上 ・合計所得金額1千万円以下		13年

#### 「退職所得課税」2分の1課税の除外者を拡大

退職金は給与所得等と比べて課税が大きく優遇されていますが、政府は給与を退職金に振り替える節税手法を問題視しており、いよいよ手直しが入りました。今回の改正により、**勤続5年以下の従業員**についても2分の1課税が適用されなくなります。

（改正後、2分の1課税の適用除外となる対象者）

- 勤続5年以下の法人の役員
- 勤続5年以下の従業員（退職所得控除額を除いた支払額300万円までは引き続き2分の1課税を適用）

#### 住宅取得資金贈与の非課税措置の据え置き

父母・祖父母など直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた際、最大で1,500万円まで贈与税を非課税とする特例措置は、令和3年4月以降は1,200万円まで引き下げられる予定でしたが、**非課税枠が据え置かれる**ことになりました。

消費税率	対象家屋	非課税限度額
10%が適用される	耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,500万円
	一般の住宅用家屋	1,000万円
8%が適用される（平成31年3月までに請負契約を締結）	耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円
	一般の住宅用家屋	500万円

また、**床面積要件に緩和**がありました。これまで50㎡以上が対象となっていましたが、40㎡（所得制限あり）に引き下げられました。

法人課税の改正

「人材確保等促進税制」新規雇用者給与等の15%税額控除

青色申告書を提出する法人が、**令和3年4月1日から**令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において「控除対象新規雇用者給与等支給額の15%の税額控除」ができるようになります。

対象となる要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内新規雇用者に対して給与等を支給すること</li> <li>・ <math>\frac{\text{新規雇用者給与等支給額} - \text{新規雇用者比較給与等支給額}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額}} \geq 2\%</math></li> </ul>
---------	---

(雇用調整助成金等を受給している場合)

新規雇用者給与等支給額・新規雇用者比較給与支給額からは、雇用調整助成金等の額を控除しないこととします。

所得拡大促進税制の見直し

雇用を増加させる企業を下支えする観点から、所得拡大推進税制について、要件が見直されます。これまでは継続して雇用している人に支払う給与の総額が1.5%以上増えた場合に15%を減税されていましたが、**今後は賃上げがなくても人員増などで給与総額が1.5%以上増えれば減税の対象**となります。

適用要件 改正前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%</math></li> </ul>
適用要件 改正後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者比較給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%</math></li> </ul>

※雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

※比較雇用者給与等支給額とは、前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

納税環境整備の改正

税務関係書類の押印義務の見直し

政府は行政手続きで求める押印の原則廃止を進めています。国税・地方税ともにこれまで押印が必要とされていた税務関係書類では、以下を除いて**原則として押印が不要**になりました

見直し後も 押印が 必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保提供関係書類、物納手続き関係書類のうち、<b>実印の押印および印鑑証明書</b>の添付を求めているもの</li> <li>・ 遺産分割協議書など、相続税および贈与税の特例における<b>添付書類のうち財産の分割協議に関する書類</b></li> </ul>
-----------------------	--

この改正が適用されるのは令和3年4月1日以降ですが、これ以前に押印のない書類を提出していたとしても、税務署に押印を求められることはありません。

CLIENT4月号では「電子帳簿保存制度の見直し」についてお伝えしました。この押印義務の見直しも含めて、ますますデジタル社会の実現が推進されていくでしょう。



2021年1月に発令された緊急事態宣言の影響で売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者に「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）が給付されます。**5月31日が期限**となっておりますので、申請をご検討の方は担当までお早目にご連絡ください。

### 給付の対象となる事業者

以下の①と②を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付の対象となります。

- ①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または**外出自粛等の影響**を受けていること
- ②2019年または2020年比で、2021年の1月or2月or3月の**売上が50%以上減少**していること

ただし、以下の場合には給付対象となりませんので、注意が必要です。

- 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整による売り上げ減少（緊急事態宣言とは無関係）
- 営業日数が少ないことによる売り上げの減少（緊急事態宣言とは無関係）

### 一時支援金の給付額

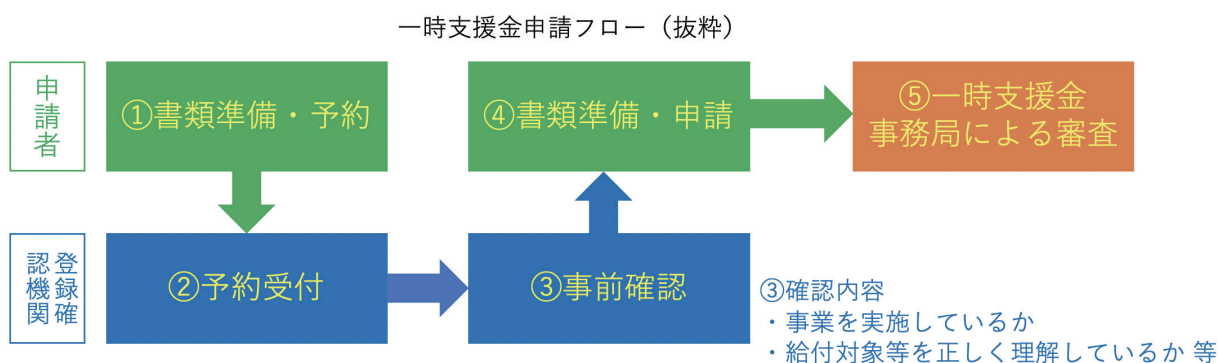
中小法人は上限60万円、個人事業者等は上限30万円が支給されます。計算式にある「対象月」とは、上記②の売上が50%以上減少している月です。

$$\text{給付額} = \text{2019年又は2020年の1月～3月の合計売上} - \text{2021年の対象月の売上} \times 3\text{か月}$$

### 申請期限は2021年5月31日（月）

手続きは、申請者のみで完結しない点に注意が必要です。

一時支援金事務局に申請をする前に、登録確認機関による「事前確認」が必要です。



日本クレアス税理士法人は登録確認機関としての対応が可能ですが、申請期限が5月31日である上に、登録確認機関が行うフローがありますので、申請まで時間の余裕はありません。

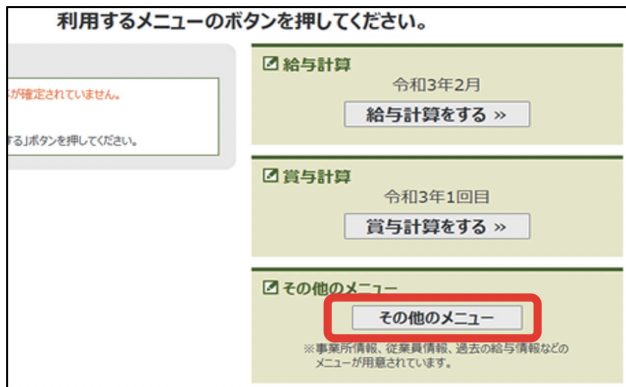
**申請をご検討される場合には、お早目に担当までお知らせください。**

事業主は毎年1回、健康保険・厚生年金保険の被保険者である従業員の報酬月額を届け出る必要があります。これを「定時決定」といい、その届け出を「算定基礎届」といいます。

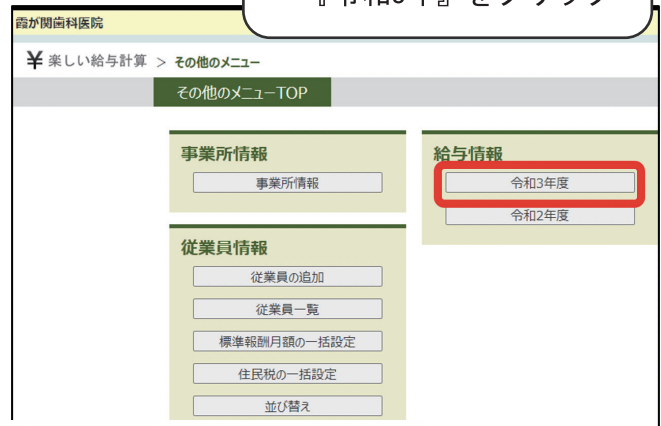
算定基礎届に記入する給与等は、毎年4月から6月に実際に支払われた給与等が対象になります。

楽しい給与計算では「算定基礎届」を作成するための参考資料があります。医院で作成する場合は、下記の手順で参考資料をご活用ください。

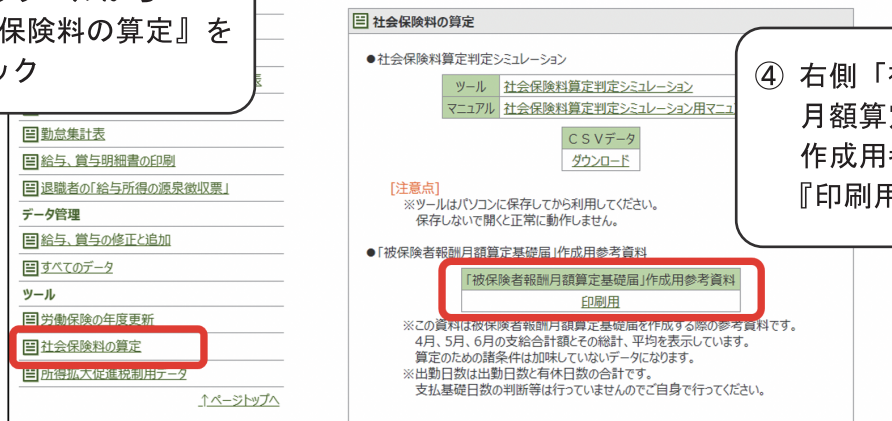
① 楽しい給与計算メインメニューの『その他のメニュー』をクリック



② その他のメニューTOPの『令和3年』をクリック



③ 左側のツールから『社会保険料の算定』をクリック



④ 右側「被保険者報酬月額算定基礎届」作成用参考資料の『印刷用』をクリック

← → ↻ <https://www.mykomon.com/MyKomon/salary/bill.do?action=Shahose>

「被保険者報酬月額算定基礎届」作成用参考資料

医院

NO	氏名	生年月日	令和3年4月		令和3年5月		令和3年6月		総計	平均
			出勤日数	報酬	出勤日数	報酬	出勤日数	報酬		
1	山田 一郎			400,000		400,000		400,000	1,200,000	400,000
2	田中 遼子			278,863		258,380		275,821	813,064	271,021
3	米田 恵子			263,634		266,270		273,067	802,971	267,657
4	小林 麻子			70,657		35,156		63,756	169,569	56,523
5	森辺 芳樹			279,898		257,861		292,387	830,146	276,715
6	小島 明子			0		0		86,250	86,250	28,750
7	大塚 りせ							50,138	50,138	50,138
8	鈴木 日菜							0	0	0

各月の日数と報酬、総計、平均の金額を基礎算定届用紙へ記入してください。

※出勤日数は給与計算時に勤怠情報を入力していると記載されます。

※被保険者を判定する機能はありません。全従業員が表示されますので、ご自身で被保険者の判断をしてください。



**Question**

この度、勤続3年5か月の歯科衛生士が退職することになりました。今まで一生懸命仕事をしてくれたので、退職金を支給しようと思います。支給額の算出方法を教えてください。

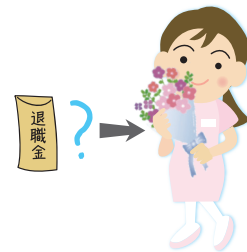
**Answer**

**退職給与規程**

退職金について、就業規則、労働協約、労働契約などで退職給与規程がある場合及び労働慣行に規定がある場合、医院として退職金を支払わなければなりません。労働慣行とは、以前に支払っていたというような過去の事例です。

規定がない場合には、通常の給料のように必ず支払われなければならないという規定は、労働基準法等にはありません。退職金は医院ごとに様々ですが、3年の勤務をラインとして設定するところが多いようです。今後のために就業規則、賃金規程などできちんと決めておかれてはいかがでしょうか。

歯科医院の場合、大企業ではありませんので、かなりの金額を支払うことはできませんが、ある程度の退職金を支払っているところは多いです。『基本給の〇か月分』と一律で計算するケースもありますが、東京都の中小企業の退職金データを集計したものから作成したテーブルがありますので、参考にしてください。



**退職金テーブルを用いた計算の場合**

勤続3年5か月 自己都合による退職

$$144,000 + (194,400 - 144,000) \times 5 \div 12 = 165,000 \text{ 円}$$

支給基準額 (144,000)      退職金 (165,000)

勤続3年5か月 医院都合による退職

$$180,000 + (243,000 - 180,000) \times 5 \div 12 = 206,250 \text{ 円}$$

支給基準額 (180,000)      退職金 (206,250)

2月号で紹介した中小企業退職金共済制度 (中退共) と合わせて支給することも可能

中退共から支払い  
月掛金5,000円 × 3年5か月 = 205,000円

$$206,250 \text{ 円} - 205,000 \text{ 円} = 1,250 \text{ 円}$$

医院から支払い (1,250)

退職金支給基準率表

勤続年数	支給基準		勤続年数	支給基準	
	医院都合	自己都合		医院都合	自己都合
1	0	0	16	1,240,000	992,000
2	0	0	17	1,338,000	1,070,400
3	180,000	144,000	18	1,440,000	1,152,000
4	243,000	194,400	19	1,543,000	1,234,400
5	316,000	252,800	20	1,651,000	1,320,800
6	394,000	315,200	21	1,760,000	1,408,000
7	467,000	373,600	22	1,874,000	1,499,200
8	542,000	433,600	23	1,992,000	1,593,600
9	620,000	496,000	24	2,112,000	1,689,600
10	704,000	563,200	25	2,237,000	1,789,600
11	785,000	628,000	26	2,363,000	1,890,400
12	869,000	695,200	27	2,495,000	1,996,000
13	958,000	766,400	28	2,630,000	2,104,000
14	1,049,000	839,200	29	2,768,000	2,214,400
15	1,145,000	916,000	30	2,912,000	2,329,600

マイナンバーカード（以下、マイナカード）が保険証として利用できる予定でしたが、2021年3月末から本格運用を開始するというスケジュールが先送りされることが決まりました。（2021年4月1日時点の情報です）

### マイナンバーカードの保険証利用とは？

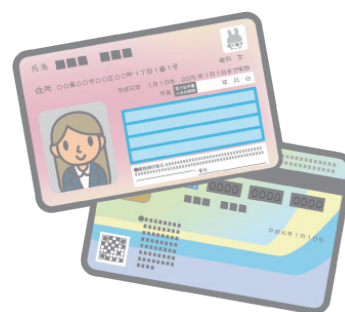
このシステムは、「医療保険のオンライン資格確認システム」を導入した医院が利用できるもので、患者がマイナカードを医療機関に設置された顔認証付きカードリーダーにかざすと、保険診療を受ける資格があるかどうかを確認できる仕組みです。患者様にとっては、窓口での手続きの簡便化のほか、マイナポータルで確定申告の医療費控除ができるなどのメリットがあります。



### トラブルにより本格運用先送り

3月4日から一部の医療機関や薬局（24都道府県の合わせて54医療機関）で試行運用を始め、2021年3月末には医療機関等の6割程度での導入を目指した本格運用を開始する予定でした。ですが、保険証に記載された情報と一致しないなど、患者の情報が正しく確認できないトラブルが相次いだため、厚生労働省は本格運用を先送りする方針を固めました。

誤りを自動的に見つける機能を加えるなどシステムを改修した後、**2021年10月までの本格運用**を目途として発表しています。



### 今後の見通し

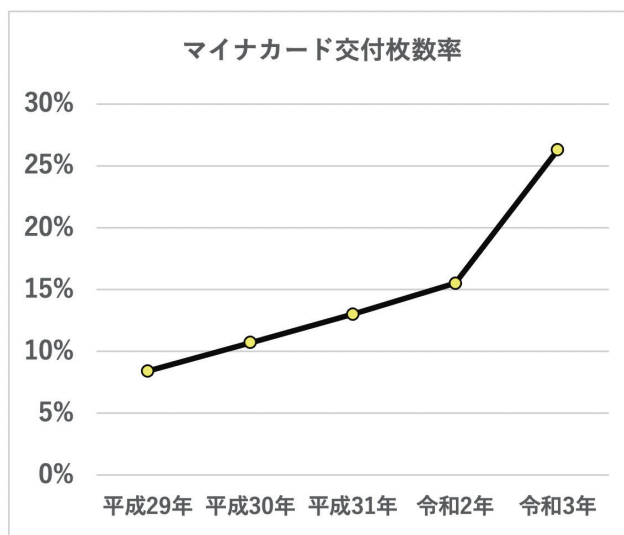
オンライン資格確認の顔認証付きカードリーダーを申請している歯科診療所は、目標の60%に対して2万6885施設、全体の37.9%（2021年3月21日時点）と低い水準です。しかしながら地域差があり、最も高い福井県では75.2%にも上ります。また全体では**1か月前と比較して7717施設、10.9ポイント増加**しており、着実に申請件数が増えていることが伺えます。

（日本歯科新聞2021年4月9日）

マイナカードの交付枚数率は令和3年3月時点で26.3%※と昨年の15.5%と比較しても着実に普及していることが分かります。「マイナポイント事業」によるポイント付与は当初の2021年3月末から2021年9月末に延長されていることもあり、交付枚数率はさらに向上していくと思われます。

システムトラブルは心配ですが、マイナカードを利用した行政等手続きの簡便化はさらに促進されるでしょう。オンライン資格確認システム導入に関するご相談は、担当までご連絡ください。

※総務省「マイナンバーカード交付状況について」



## 労働保険の申し込み及び費用について

5月末から順次、労働局から皆様のお手元に、申告書が届く予定です。  
 弊法人に作成を依頼される場合は**6月11日(金)**までに、その申告書をお送りください。

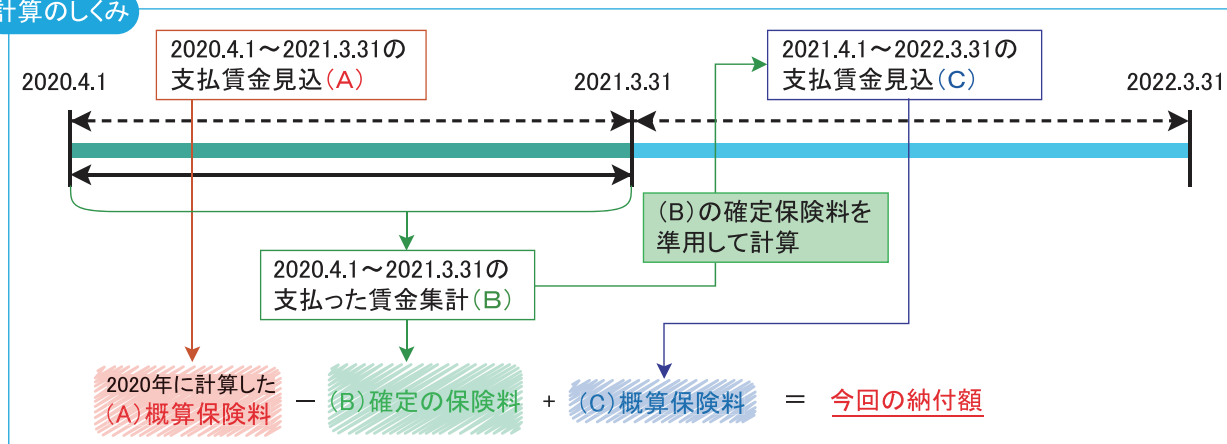
令和3年度の労働保険年度更新は、7月12日(月)までとなっております。7月12日(月)までの間に前年度の確定保険料、当年度の概算保険料を計算し、申告・納付を行います。労働保険料の算定方法は、2020年4月1日から2021年3月31日までに支払われた賃金総額に、保険料率を乗じた額が保険料となります。詳しくは下記の一覧表をご参照ください。

費用一覧		消費税総額表示の義務化に伴い、税込価格で表示を行っています。		
	①	②	③	
	弊法人が申告書作成	弊法人が資料作成、労働保険組合等に提出	医院が計算、弊法人でチェック	
1名	4,290円	4,290円	4,290円	
2名				
3名				
4名	5,720円	5,720円	5,720円	
5名	7,150円	7,150円	7,150円	
1人増ごとに	1,430円	1,430円	1,430円	

(注) 人数とは常時使用労働者数(申告書④欄)をいいます。/費用には別途消費税がかかります。  
 (注) 別途見積書で料金をお知らせしている場合は、そちらでの請求となります。

※医院で計算して申告する場合は、申告期限 7月12日(月)に間に合うようにご準備ください。

### 計算のしくみ



日本クリアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 348号

■発行日：2021年5月5日

■発行元：日本クリアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階

電話(代表)：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246



<国内> 東京/大阪/高崎/富山/千葉

日本クリアス税理士法人

日本クリアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社日本クリアス財産サポート